

(公社)東基連 上野労働基準
協会支部
住 所 〒110-0015
東京都台東区東上野5-17-8
中銀第二マンション1F 店舗5
電 話 03-5830-6961
支部長 村 松 與 章
発行 加 藤 修 一
責任 印 刷 (株) サ ン ラ イ ズ

上野労働基準会報

2021年

1月

No.232



写真は横浜市磯子区岡村から見た富士山

(写真提供：(株)サクラクレパス 中川平次氏)



新春のお慶びを申し上げます



目 次

- ◇ 新年のご挨拶／村松上野労働基準協会支部長、川口副支部長、北田副支部長 2
- ◇ 新年のご挨拶／柴田上野労働基準監督署長、上野労働基準協会支部奥村副支部長、長谷副支部長 3
- ◇ 新年のご挨拶／鈴木総務部会長、北村労働基準部会長、柄澤安全部会長、高橋衛生部会長、尾世広報部会長 4
- ◇ 令和2年度 年末・年始Safe Work推進強調期間 5
- ◇ 健康診断の実施と報告について 6～7
- ◇ 労働保険料3期分の納付について 7
- ◇ 「時間外労働・休日労働に関する協定届」の新様式について 7
- ◇ 上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況（令和2年10月速報値） 8
- ◇ 東京労働局 外国人特別相談・支援室 9
- ◇ 令和3年元旦 謹賀新年（各社ご挨拶） 10～11
- ◇ 新入会員のご紹介／事務局からの行事報告／支部行事等のお知らせ 12
- ◇ 【付録】 2021年（令和3年）安全衛生行事予定カレンダー 本誌に差し込み



新年のご挨拶

上野労働基準協会支部長 村松 與章 (株式会社メトロサービス)



新年明けましておめでとうございます。この新年のご挨拶を書かせていただいている日は東京都で一日あたり過去最多の584人の新型コロナウイルス新規感染者が確認された日で、その後の年末年始がどのような状態になったのか想像ができませんが、本格的な冬の到来も相まってこれまで以上の感染防止対策が取られているものと思われます。

今後の世界経済の見通しで最も蓋然性が高いシナリオは、21年以降も感染拡大が継続し感染リスクの高い地域や活動への重点規制と緩和を繰り返しながら22年にかけて一定の防疫措置を継続。特に高水準での感染拡大が続く欧州や米国では、季節的に感染リスクが高まる冬場を中心に7~9月期に比べて経済活動の抑制度を再強化するというもので、明確な見通しが全く立っていません。

国内の雇用環境に目を向けますと就業者数は緊急事態宣言が出された4月に大幅悪化をしましたが、5・6月には悪化に歯止めがかかり、雇用調整助成金の効果もあり横ばい状態にあるようですが直近の第3波が心配です。

また注目されていた同一労働同一賃金に関する最高裁の判決が出され、相違が見られる待遇についてその趣旨から検討が求められることが明確になりました。これを受けて各社の制度見直しが始まることと思いますが、当協会でも既に関連するセミナーを行ったところです。

昨年は初めてのコロナ禍で総会をはじめ多くの行事が中止となりましたが、本年は工夫をしながら会員の皆様のニーズに応えた活動を企画していきたいと考えております。会員各位におかれましては本年がコロナ禍を跳ね返し、飛躍の年となるようお祈り申し上げます。

副支部長からのご挨拶

上野労働基準協会支部副支部長 川口 義彦 (中小企業福祉事業団)



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと存じます。

旧年は、感染症の蔓延により企業運営に大きく影を落とす年となりましたが、期せずして時差出勤やテレワークなど多様な働き方を可能とする手法が広まりました。また、感染症の予防という観点から、自身の健康と向き合った方も多かったのではないのでしょうか。本年はその学びを活かし、労使ともに健康な職場環境の推進に努めることが、継続的なテーマとなるでしょう。引き続き上野労働基準監督署の皆様のご指導も賜りながら会務を進め、力強く回復する年となるように努めてまいります。

なお、その最中とはなりますが、私は20年間務めた副支部長を本年3月に退きます。しかしながら、私は「労働者の福祉の向上と企業の発展のため」と、まさに上野労働基準協会支部と理念を同じくする社労士会員団体(会員5,000余名)を運営しており、台東地区で活動する開業・法人社労士の9割以上がその理念に賛同し、会員として共にあります。公職を退いた後も、私が作り上げた組織は、継続して台東地区の発展に取り組んでまいりますので、これからも共に地域の未来を見つめて協力しあっていければ、幸いに存じます。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長 北田 友哉 (株式会社大丸松坂屋百貨店上野店)



新年あけましておめでとうございます。会員の皆さまにおかれましては健やかに新年をお迎えのことと存じます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として続くなか、会員企業の皆さまにおかれましては、従業員の感染防止を中心とした安全で安心な労働環境整備と持続的な事業活動の推進という非常に難しい舵取りに日々腐心されている状況かと存じます。

我々を取り巻く雇用・労働環境は一年前とは一変し、withコロナ、afterコロナにおける新しい生活様式やリモートワークを中心とした新たな働き方の確立、そうしたなかで就労者の健康維持・増進、労働環境のさらなる改善をはかっていくことが、この一年の大きなテーマになるものと考えます。

感染拡大の収束や延期された東京オリンピックの開催等、不透明ななかで新年を迎えることになりましたが、本年も、会員の皆さまの一助となれるよう微力ながら尽力して参りますので、何卒よろしくお祈り申し上げます。

皆さまにとってこの一年が、嵐が過ぎ去った後の澄み切った空気と素晴らしい景色が広がる、そのような一年となりますことをお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

上野労働基準監督署長

柴田 優



新年あけましておめでとうございます。

上野労働基準協会支部会員の皆様には穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また併せて、日ごろより当署の業務推進に格別のご協力とご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年春からのコロナ禍の影響は依然深刻であり、去る11月に発表された令和2年度第2四半期国内総生産速報値においても、前期より大幅に改善したものの、新型コロナウイルス感染拡大による落ち込みの半分を取り戻したにすぎず、依然として感染拡大が続く中、景気の本格的な回復への道のりは不透明な状況が続いております。

こうした中で、GO TO事業など政府の経済対策の後押しもあり、飲食・宿泊といった台東区にも関係の深いサービス消費に回復傾向が見られることは、今後に向けての明るい兆しであることを予感させます。

上野労働基準監督署ではこの一年、①働き方改革の推進と長時間労働の是正、過重労働による健康障害の防止、②第三次産業を中心とする安全確保対策の徹底、③脳・心臓疾患、精神障害及び職業性疾病等に対する迅速的確な労災補償手続きの実施を主な目標に業務を推進してまいりました。この間コロナ禍の影響により業務遂行に困難をきたす場面もありましたが、一例として昨年同期3件の発生が見られた死亡災害が今年度は0件（2年11月20日現在）であるなど、皆様のご協力を得て各分野概ね順調に実績を重ねつつあります。

これから先は、経済活動の本格的な回復に合わせて様々な問題や困難の出来が予想されますが、適正な労働環境の下での一刻も早い景気回復を期し、貴協会をはじめ各機関団体と連携を図りつつ、労使一体となった取り組みを推進することを通じて、台東地区で働くすべての方々が安心安全に働くことができる環境づくりに尽力いたしますので、引き続きご支援をお願い申し上げます。

末文となりましたが、貴協会支部の今後の益々の発展と会員皆様のご健勝を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

奥村 英雄 (凸版印刷株式会社)



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては健やかに新春を迎えられたことと、お慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るい、社会・経済に甚大な影響を及ぼしました。また、ビジネスのあり方や私達の働き方まで激変しました。

一方で、ワクチン開発が急ピッチで進められ感染拡大に歯止めがかかる事が期待されると共に、祝日法が改正され1年延期となったオリパラ開催も視野に入ってきました。

2021年の干支は「辛丑（かのと・うし）」であり、「辛」は痛みを伴う幕引き、「丑」は殻を破ろうとする命の息吹、そして希望を意味します。

この国難ともいえる難局を乗り越え、希望の年に向け、会員企業の皆様にご協力を賜りながら活動を進めさせて頂きたいと思っております。

最後に、皆様のご健勝とご発展を心より祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

長谷 健太郎 (東京地下鉄株式会社)



新年明けましておめでとうございます。上野労働基準協会支部会員の皆様には、日頃より当支部の運営にあたり、多大なるご支援、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

昨年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界経済はもとより、国内においても製造業、サービス業等幅広い業種において、その影響は甚大なものとなっており、未だ先行きの見えない、まさに国難とも言える厳しい状況が続いております。そのような環境下において、会員各社様におかれましては、事業の継続、従業員の雇用確保を最優先としながら、ポストコロナを見据えた「ニューノーマル」な日常への対応が必要不可欠となるなど、多くの経営課題に直面していることと思っております。当支部といたしましては、引続き、会員の皆様との連携を図り、社会環境の変化に即した、必要とされる各種取組みを推進して行きたいと考えておりますので、今後ともお力添えを賜りますようお願い致します。

最後になりますが、この未曾有の状況が一日でも早く終息へ向かいますことと、会員の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

部会長からのご挨拶

上野労働基準協会支部総務部会長 **鈴木 寛和** (株式会社東天紅)

上野支部会員の皆様におかれましてはお元気で新年をお迎えのことと存じます。

昨年来、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、各会員企業様においても感染防止対策を徹底することはもとより、新しい生活様式に対応されながら、様々な場面で試行錯誤の1年となったのではないのでしょうか。また、コロナ前の人手不足から比べようもないほど雇用への影響が深刻さを増しており、業種によっては非常にご苦勞をされている企業様もあるかと思えます。こうした情勢の中ではありますが、この1年も総務部会として、会員の皆様や上野労働基準監督署の皆様と力を合わせ、支部長を中心に、引き続き、働き方改革の推進や労働災害防止対策、ハラスメント撲滅の取り組みなど、労働環境の改善に取り組む一助となれるよう取り組んで参りますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

本年が前向きで明るい1年になることを心よりお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部労働基準部会長 **北村 修一** (八千代自動車株式会社)

新年あけましておめでとうございます。本年も微力ながら協会支部及び労働基準部会の運営に尽力致す所存でございますので宜しく申し上げます。ご承知の通り、一昨年4月より働き方改革関連法が順次施行されました。そして本年は4月から『パートタイム・有期雇用労働法(時間外労働の上限規制や正規と非正規の不合理な待遇差を禁止)』が大企業と同じように中小企業にも適用されます。その後も令和5年4月からは中小企業における割増賃金率の猶予措置が廃止される等、労働基準部会の情報発信の役割が益々重要な年となります。本年の労務管理セミナーもマスクの着用、手の消毒、3密に配慮をしながら、上野労働基準監督署のご指導のもと、皆様のご協力を賜り活動を進めさせていただければ幸甚でございます。皆様のご健勝とご発展を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部安全部会長 **柄澤 俊明** (日本電設工業株式会社)

新年明けましておめでとうございます。

安全部会長を仰せつかり3年目となりました柄澤と申します。

不慣れの中、皆様方のご協力を賜り、新しい年を迎えることができましたことにあらためて御礼申し上げます。

安全部会では、皆様方の職場の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として例年、全国安全週間説明会等を開催しておりましたが、昨年は新型コロナウイルスの影響により誠に不本意ではありましたが活動を自粛させていただきました。

今年は新型コロナウイルスの状況を鑑みながら上野労働基準協会支部に加入されている事業所の皆様により良い職場作りと相互の親睦のための一助となる活動を推進していきたいと考えております。

皆様方のこの一年のご健勝とご多幸をお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部衛生部会長 **高橋 茂一** (株式会社メトロセルビス)

新年明けましておめでとうございます。上野労働基準協会支部会員の皆様には、当支部の運営にご協力を賜り心より御礼申し上げます。

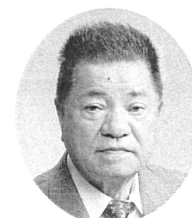
昨年より新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が継続的にみられるなか、会員の企業の皆様におかれましては、企業経営に多大な影響をお受けされていることと思えます。このようなコロナ禍のおり、当支部衛生部会においても、安全部会合同の「安全衛生優良企業場研修会」「安全衛生管理セミナー(署、建災防、支部共催)等、支部活動の縮小或いは、中止を余儀なくされ、不本意な結果となり、会員皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしました。新年を迎えましても、各企業の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応は引き続き必要であり、厳しい環境の中での新年のスタートとなります。このような状況下であるものの、衛生部会として、会員の皆様や上野労働基準監督署の皆様、関係者皆様方のご協力を賜りながら、安全衛生への継続的な取り組みを引き続き推進して参りますので更なるご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。結びに会員各社様のご多幸とご健勝をご祈念申し上げるとともに、本年も上野労働基準協会支部及び衛生部会に対し変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部広報部会長 **尾世 敏彦** (有限会社丸世)

新年あけましておめでとうございます。昨年来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりニューノーマルな社会の在り方がいまだに見えないにもかかわらず、会員の皆様には元気で新年を迎えられた事とお喜び申し上げます。広報部会といたしましては、上野労働基準監督署のご指導のもと、タイムリーな情報提供を各部会の皆様とも連携を図りつつ、より良い上野労基会報の紙面づくりの実現に向け取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

毎年、政府は7月1日「国民安全の日」に、安全思想の普及徹底と安全水準の向上に顕著な功績のあった個人、団体に対し表彰しており、昨年はお陰様で私事、火災予防分野で安全功労者内閣総理大臣表彰(全国で4名、そのうち東京都で1名)を受賞しました。本年も安全衛生とともに防災意識高揚に励みながら、皆様方のこの一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和2年度

セーフ ワーク

年末・年始 Safe Work 推進強調期間

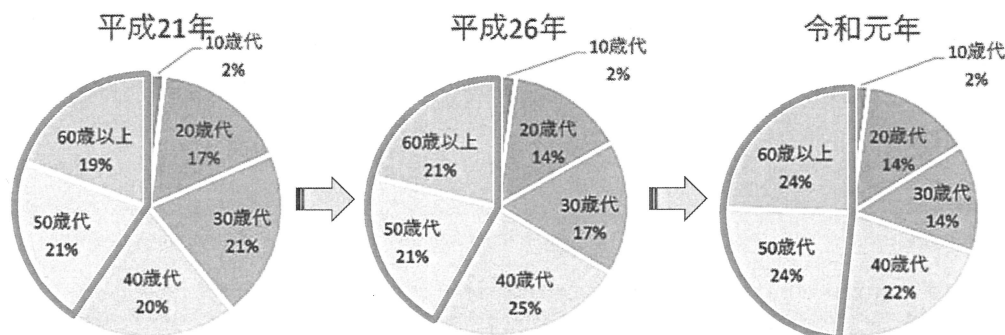
～高年齢労働者の労働災害(転倒など)が増加中～
集中パトロールを実施します！！



期間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月31日(日)

エイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

50歳以上の高年齢労働者による休業4日以上の死傷災害は約5割を占めており、年々増加傾向にあります。



厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

～皆様へのお願い～

- ①年末年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
繁忙期には、安全衛生に配慮した計画的な事業運営を行うことが特に重要です。
- ②労働災害防止の気運の醸成に向けた取組
Safe Work ロゴマークの掲示、管理職や従業員への感染症防止に配慮した研修の実施、労働安全衛生に関する行事の開催、安全標語の募集を行うなど。
- ③経営トップによるパトロールの実施
- ④感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑥大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑦過去に発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧不安全行動防止のための「一人KY(危険予知)」等の実施
- ⑨その他、本強調期間にふさわしい安全衛生の取組

上記以外にも安全衛生の取組はたくさんあります。



東京労働局・労働基準監督署

(2020.11)

健康診断の実施と報告について

事業者は、労働者に対し、労働安全衛生法で定められた健康診断を実施していただく必要があります。また、健康診断実施結果の記録の保存と一定の健康診断については所轄の労働基準監督署長に報告する必要があります。

1 一般健康診断

- ・一般健康診断に際しては、その結果に基づき健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。
- (1) 雇入れ時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）
 - ・常時使用する労働者を雇い入れるときに実施するもので、所轄労働基準監督署長への報告の必要はありません。
- (2) 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）
 - ・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (3) 特定業務従事者に対する健康診断（労働安全衛生規則第45条）
 - ・労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (4) 海外派遣労働者への健康診断（労働安全衛生規則第45条の2）
 - ・6月以上海外に派遣する労働者に対し、派遣前及び帰国後に実施するもので、所轄労働基準監督署長への報告の必要はありません。

2 特殊健康診断

- (1) 有機溶剤健康診断（有機溶剤中毒予防規則第29条）
 - ・屋内作業場等における有機溶剤取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
 - ・「有機溶剤健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (2) 鉛健康診断（鉛中毒予防規則第53条）
 - ・鉛取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
 - ・「鉛健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (3) 四アルキル鉛健康診断（四アルキル鉛中毒予防規則第22条）
 - ・四アルキル鉛取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後3月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
 - ・「四アルキル鉛健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (4) 特定化学物質健康診断（特定化学物質障害予防規則第39条）
 - ・特定化学物質取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・健康診断個人票については、5年間（特別管理物質については30年間）保存する必要があります。
 - ・「特定化学物質健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(5) 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)

- ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域内に立ち入る者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・健康診断個人票については、30年間保存する必要があります。
- ・「電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(6) 石綿健康診断 (石綿障害予防規則第40条)

- ・石綿等の製造若しくは取扱いに常時従事する労働者並びに従事したことのある労働者及び石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・健康診断個人票については、40年間保存する必要があります。
- ・「石綿健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(7) じん肺健康診断 (じん肺法第8条)

- ・常時粉じん作業に従事している労働者並びに常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に従事している労働者のうち、じん肺管理区分が2及び3の労働者に対し、実施するものです。
- ・じん肺管理区分に応じた健康診断の頻度は下表のとおりです。
- ・健康診断個人票については、エックス線フィルムとともに7年間保存する必要があります。
- ・健康診断実施の有無にかかわらず、毎年12月末現在の「じん肺健康管理実施状況報告」を翌年2月末までに所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

粉じん作業従事との関連	管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在は粉じん作業以外の作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

(8) 指導勸奨による特殊健康診断

- ・上記の健康診断の外、VDT作業、振動業務等、通達に基づく健康診断がありますが、実施に努め、実施した場合は「指導勸奨による特殊健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出してください。

※各種健康診断結果報告書用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードするか、最寄りの労働基準監督署で入手できます。

労働保険料3期分の納付についてのお願い

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第3期分の納付期限は2月1日となっております。お近くの銀行・郵便局等金融機関で納付頂きますようお願いいたします。納付書は納付期限の10日位前に厚生労働省から直接郵送されます。

なお、納付いただく方々の利便性を高めるため、口座振替により納付いただけるようになりましたので、申込をご希望される方は東京労働局徴収課までお問い合わせください。

東京労働局 労働保険徴収部 徴収課 Tel: 03-3512-1627

「時間外労働・休日労働に関する協定届」の新様式について

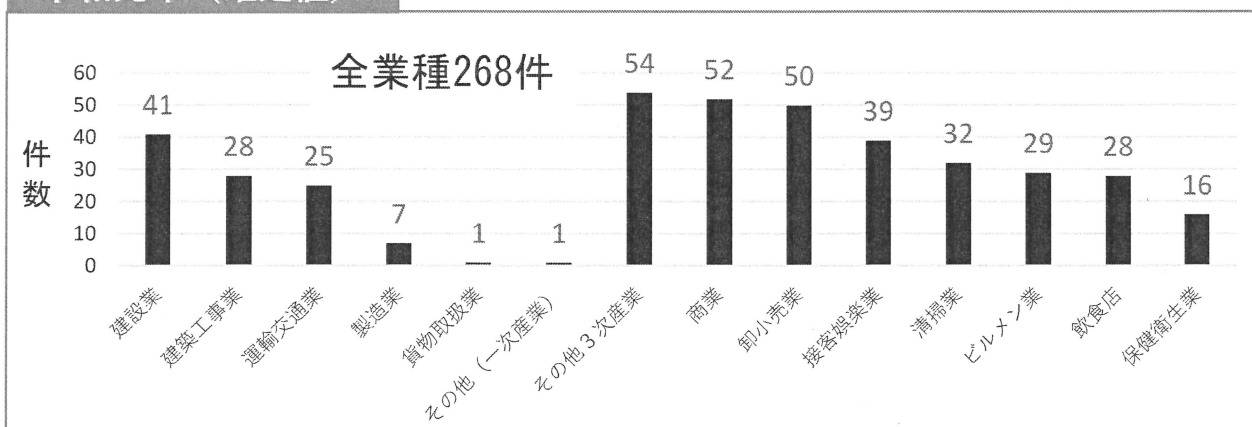
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い労働基準法施行規則が改正されました。これにより2019年4月1日から時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)の様式が変更になっています。(中小企業は2020年4月から)

新様式は、東京労働局ホームページよりダウンロードいただけます。

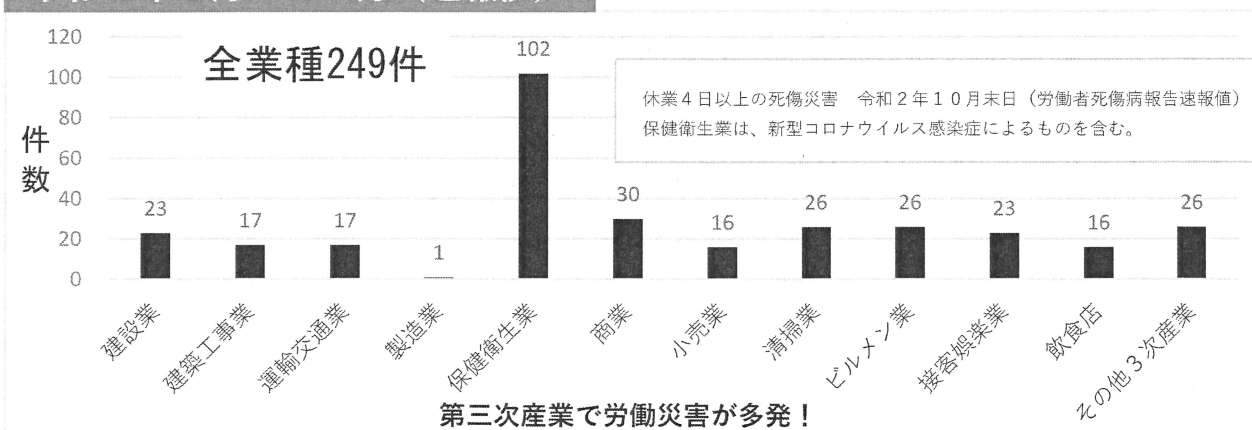
東京労働局 > 各種法令・制度・手続き > 労働基準・労働契約関係 > 労働基準 > 時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)

上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

令和元年 (確定値)



令和2年1月～10月 (速報値)



死亡災害事例

令和元年 (1月～12月)

発生月	業種	職種 年齢 経験年数	事故の型	災害発生状況
2月	清掃業	作業員 50代 20年以上	墜落・転落	屋上架台を吊元にブランコを設置し、ビルの窓ガラス清掃作業中、吊元強度不足により、地上に墜落。
7月	病院	作業員 70代 5年以上	墜落・転落	ブロック塀を足場として事務所の庭木剪定作業を行っていたところ、バランスを崩して地面に墜落。
9月	建築工事業	作業員 30代 1年未満	墜落・転落	外部足場に設置されたリフト搬器から資材を建物内に搬入作業中に、足場と建物の隙間から地面まで墜落。
10月	建築工事業	監督員 20代 5年未満	墜落・転落	監督員がエレベータ乗場開口から昇降路内に墜落。
11月	建築工事業	作業員 60代 5年以上	崩壊・倒壊	掘削溝において、土止め壁に付着した土を除去していたところ、土砂崩壊。



東京労働局 外国人特別相談・支援室

東京労働局外国人特別相談・支援室は、JR 四ツ谷駅前の外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）※内にあり、外国人材を円滑に活用できるよう、外国人労働者を雇用する事業主等向けのセミナーや訪問支援の実施を予定しているほか、労働条件・安全衛生管理に関する相談を受け付けています。

※ 外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）は、外国人の在留を支援するための政府の多様な窓口が集まって、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。また、外国人在留支援センターに入居する機関が連携して、外国人の在留に関する様々な相談対応や支援施策を実施しています。

【相談内容の例】

- ◆ 解雇、賃金不払、労働時間等、労働基準法や最低賃金法に関する相談。
- ◆ 雇止め、職場のいじめ等、労働基準法違反以外の労使紛争に関する相談。
- ◆ 外国人労働者向けの安全衛生教育用資料・教材・教習機関等の紹介等、安全衛生管理に関する相談。

【対応言語】

日本語、英語、中国語（日によって対応言語が異なります。）

【開庁時間】

午前9時00分～午後5時00分

土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

【相談方法】

面談、電話による相談のほか、安全衛生管理についてはメールでも相談を受け付けています。

◆所在地 〒160-0004

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階

外国人在留支援センター内（各線四ツ谷駅徒歩1～3分）

◆TEL 0570-011000（FRESCナビダイヤル※）

※相談機関の番号2を選択後、労働相談は1、安全衛生管理相談は2。

03-5363-3013（一部のIP電話または海外からはこちら）

◆安全衛生管理専用フリーダイヤル 0120-816703（安全衛生以外は非対応）

◆安全衛生管理専用メールアドレス（下記ホームページをご覧ください）

<http://www.toukiren.or.jp/fresc/>

【その他】

◆外国人特別相談・支援室ホームページ

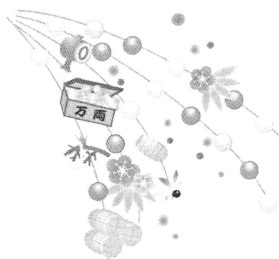
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/fresc.html>

◆厚生労働省が開設している外国語による労働相談窓口（全国）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

◆労働基準監督署・総合労働相談コーナー（全国）

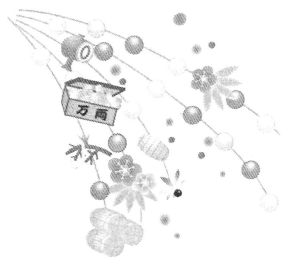
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/index.html>



令和3年元旦 謹賀新年



 <p>中小企業福祉事業団 〒111-0036 台東区松が谷1-3-5 JPR 上野イーストビル2階 理事長 川口 義彦</p>	<p>凸版印刷株式会社 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1番地 代表取締役社長 磨 秀晴</p>
 <p>Matsuzakaya 松坂屋・上野 〒110-8503 東京都台東区上野3-29-5 TEL:03-3832-1111 www.matsuzakaya.co.jp/ueno/ 上野店長 朝比奈 光子</p>	<p>株式会社 精養軒 取締役社長 酒井 裕 https://www.seiyoken.co.jp</p>
 <p>株式会社メトロライフサポート 〒110-0015 東京都台東区東上野五丁目6番6号 TEL 03-5806-9655 FAX 03-5806-9656 代表取締役社長 甲斐 義朗</p>	 <p>東京地下鉄株式会社 代表取締役社長 山村 明義 http://www.tokyoMetro.jp/</p>
<p>日本電設工業株式会社 代表取締役社長 土屋 忠巳</p>	<p>株式会社 アブアブ赤札堂 取締役社長 小泉 和久 台東区上野4丁目8番4号</p>
 <p>株式会社バンダイ 東京都台東区駒形1-4-8 〒111-8081 電話(03)3847-5111 代表取締役社長 川口 勝</p>	 <p>東天紅 〒110-8707 東京都台東区池之端1-4-1 総合ご案内 03-3828-5111 代表取締役社長 小泉 和久</p>
 <p>株式会社 JR東日本環境アクセス 代表取締役社長 向山路 一 東京都台東区東上野三丁目4番12号 電話 03-3836-1551 (代表)</p>	 <p>三ツ目建設株式会社 本社 〒111-0035 東京都台東区西浅草3-13-8 TEL 03-3841-0171(代) FAX 03-3841-1130 代表取締役 松井 一郎</p>
<p>公益社団法人 浅草医師会 東京都台東区雷門1丁目10番5号 電話(03)3844-0576 会長 堀 浩一朗</p>	 <p>株式会社メトロセルビス 〒110-0015 東京都台東区東上野5丁目2番5号 TEL03-5806-2501(代) FAX03-5806-2513 代表取締役社長 村松 興章</p>
 <p>株式會社 吉池 代表取締役 高橋 登 〒110-8522 東京都台東区上野3-27-12 TEL 03-3831-0141</p>	 <p>街の鼓動に敏感です 朝日信用金庫 理事長 橋本 宏</p>



令和3年元旦 謹賀新年



<p>株式会社 ホテル 桃山</p> <p>取締役社長 村瀬 順子</p>	<p> 株式会社メトロコマース</p> <p>〒110-0015 東京都台東区東上野六丁目9番3号 住友不動産上野ビル8号館 TEL 03-5246-8103 FAX 03-5246-8140 代表取締役社長 甲斐 義朗</p>
<p>常盤堂雷おふじ本舗</p> <p>代表取締役 穂刈 久米一</p>	<p> 多慶屋 もっと多くの慶びへ</p> <p>代表取締役社長 竹谷 宗二</p>
<p>八千代自動車株式会社</p> <p>代表取締役 有江 明</p> <p>〒111-0032 東京都台東区浅草5丁目50番4号 電話 03-3872-8196</p>	<p>東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>上野駅長 齊藤 裕司</p>
<p>理美容・エステティック・ネイル用品総合商社</p> <p> 滝川株式会社</p> <p>代表取締役会長兼社長 滝川 睦子 東京都台東区元浅草3-2-1</p>	<p>一般社団法人 下谷医師会</p> <p>〒110-0015 東京都台東区東上野3-38-1 TEL.03-3831-0077 FAX.03-3835-0778 会長 田村 順二</p>
<p> 吉田化学工業株式会社</p> <p>〒111-0034 東京都台東区雷門1-2-11 雷門フコク生命ビル2階 TEL.03(5830)3781(代) FAX.03(5830)3667 代表取締役社長 吉田 公昭</p>	<p> 浅草ビューホテル</p> <p>東京都台東区西浅草3-17-1 〒111-8765 ☎(03)3847-1111 取締役執行役員 浅野 良太</p>
<p>鶯谷ホテル旅館組合</p> <p>組合長 村瀬 順子 組合員 一同</p>	<p> 株式会社ネオコミュニケーション Neo Communication</p> <p>代表取締役 生田目 勇之 〒110-0005 東京都台東区上野7-6-5 VOLT上野II 8F TEL: 03-5830-7731</p>
<p>おかげさまでバンビは創業90周年を迎えました。</p> <p>BAMBI 株式会社 バンビ 代表取締役社長 館林 秀朗</p>	<p>印刷全般・お気軽にご連絡下さい。</p> <p>株式会社サンライズ</p> <p>代表取締役 添田 寛 TEL (3845) 0730 FAX (3845) 6396</p>
<p> shinsampe</p> <p>新三平建設株式会社 代表取締役 飯田 忠房 〒111-0041 東京都台東区元浅草1-6-13 元浅草MNビル TEL.03-3847-3311 http://www.shinsampe.com</p>	<p> 上野風月堂 UENO-FUGETSUDO OSUMI SHOTEN</p> <p>代表取締役社長 大住 佑介 〒110-8539 東京都台東区上野1丁目20番10号 Tel.03-3831-1111 (大代表)</p>

◎新入会員のご紹介◎

- 大成建設株式会社 <有期事業> 令和2年12月からご入会いただきました
- 株式会社フジタ <有期事業> 令和2年12月からご入会いただきました
- 前田建設工業株式会社 <有期事業> 令和2年12月からご入会いただきました

事務局からの行事報告

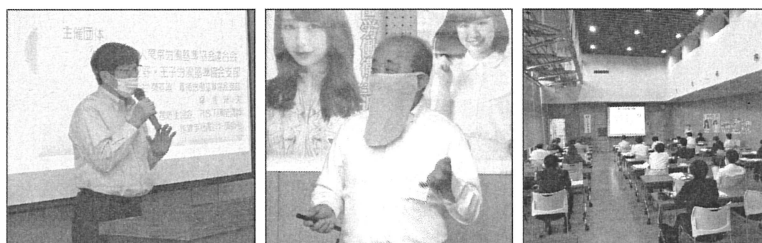
月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	会場
令和2年	4	金	13:30	中止 安全衛生管理セミナー（署・建災防と共催）	台東区民会館9F ホール
9	23	水	13:30	雇入れ時安全衛生教育講習会	上野区民館401
10	28	水	14:00	労務管理セミナー（署と共催）	上野区民館401
11	5	木	11:30	安全・衛生部会合同会議	支部事務室
	10	火	10:30	広報部会1月号（No.232）編集会議	署会議室
	18	水	14:30	支部長・副支部長会議	上野区民館201
			15:20	支部幹事会	
			16:00	柴田上野労働基準監督署長特別講演	
28	木	8:10出発	中止 優良事業場研修会	****	

雇入れ時安全衛生教育講習会

日付：9月23日（水）13：30～16：30
場所：上野区民館401集会室

写真左から

- 挨拶する村松上野労働基準協会支部長
- 講師の早川光夫先生
- 3密に配慮した講習会場



労務管理セミナー（上野労働基準監督署と共催）

日付：10月28日（水）14：00～16：30 / 場所：上野区民館401集会室



挨拶をする柴田上野労働基準監督署長

挨拶をする村松上野労働基準協会支部長

基調講演の三浦働き方改革推進支援センター講師

基調講演の村瀬東京労働局・均等推進指導官

特別講師の滝澤東基連専務理事

支部幹事会・柴田上野労働監督署長特別講演

日付：11月18日（水）14：30～16：40
場所：上野区民館201・101集会室



写真は支部幹事会の模様

支部行事等のお知らせ

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	会場	
令和3年	1	21	木	15:00	新春健康セミナー 安全衛生表彰式（署長表彰・支部長表彰） 中止 賀詞交歓会	上野精養軒2階 梅の間
				16:10		
2	10	水	10:30	広報部会4月号（No.233）編集会議	上野労働基準監督署会議室	

2021年(令和3年)安全衛生行事予定カレンダー

1月	前年12月1日～15日	年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会
	前年12月1日～31日	令和2年度 年末・年始Safe Work推進協調期間	東京労働局
	前年12月1日～4月30日	安全衛生教育促進運動	中央労働災害防止協会
	前年12月10日～10日	年末年始の輸送等に関する安全総点検	国土交通省
	15日～21日	防災とボランティア週間	内閣府
2月	1日～29日	省エネルギー月間	経済産業省/資源エネルギー庁
	1日～3月18日	サイバーセキュリティ月間	内閣サイバーセキュリティセンター
3月	1日～31日	自殺対策強化月間	厚生労働省
	1日～7日	春季全国火災予防運動、車両火災予防運動	総務省/消防庁
		建築物防災週間	国土交通省
1日～8日	女性の健康週間	厚生労働省	
4月	6日～15日	春の全国交通安全運動	内閣府
	15日～5月14日	みどりの月間	林野庁
5月	1日～7日	憲法週間	法務省
	10日～16日	愛鳥週間	環境省
	30日～6月5日	ごみ減量・リサイクル推進週間	環境省
	31日～6月6日	禁煙週間	厚生労働省
6月	1日～30日	全国安全週間準備期間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
		男女雇用機会均等月間、外国人労働者問題啓発月間	厚生労働省
		環境月間	環境省
		食育月間	農林水産省
		土砂災害防止月間	国土交通省
	4日～10日	歯と口の健康週間	厚生労働省
6日～12日	危険物安全週間	総務省/消防庁	
7月	1日～7日	全国安全週間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
	1日～31日	熱中症予防強化月間	環境省
		海の月間	国土交通省
8月	1日～31日	電気使用安全月間	経済産業省
		食品衛生月間	厚生労働省
	30日～9月5日	防災週間	内閣府
9月	1日～30日	全国労働衛生週間準備期間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
		心とからだの健康推進運動	(公社)全国労働衛生団体連合会
		職場の健康診断実施強化月間、健康増進普及月間	厚生労働省
		食生活改善普及月間	厚生労働省
		船員労働安全衛生月間	国土交通省・船員災害防止協会
		全国作業環境測定・評価推進運動	(公社)日本作業環境測定協会
	10日～16日	自殺予防週間	内閣府
	20日～26日	動物愛護週間	環境省
21日～30日	秋の全国交通安全運動	内閣府	
24日～10月1日	環境衛生週間	環境省	
10月	1日～7日	全国労働衛生週間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
	1日～31日	体力づくり強調月間	文部科学省
	17日～23日	健康強調月間	健康保険組合連合会
		仕事と家庭を考える月間	厚生労働省
		薬と健康の週間	厚生労働省
	23日～29日	高圧ガス保安活動促進週間	経済産業省
27日～29日	第80回全国産業安全衛生大会【東京】	中央労働災害防止協会	
27日～11月9日	読書週間	(公社)読書推進運動協議会	
11月	1日～30日	特定自主検査強調月間	(公社)建設荷役車両安全技術協会
		職業能力開発促進月間、ゆとり創造月間	厚生労働省
		過労死等防止啓発月間	厚生労働省
	9日～15日	秋季全国火災予防運動	総務省/消防庁
22日～28日	医療安全推進週間	厚生労働省	
12月	1日～31日	歳末たすけあい運動	内閣府
	1日～翌年1月15日	年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会
	1日～翌年4月30日	安全衛生教育促進運動	中央労働災害防止協会
	3日～9日	障害者週間	内閣府
	4日～10日	人権週間	法務省
	10日～翌年1月10日	年末年始の輸送等に関する安全総点検	国土交通省